



TEAM UP 六中



令和6年度
市川市立第六中学校
生徒指導部
No.11 R6/10/18

正しく使えていますか？

皆さんはスマートフォンやインターネット、SNS を正しく使うことはできていますか？多くの人がスマートフォンを所持し、インターネットや SNS を日常的に使っていることと思います。

これらのものは非常に便利なものですが、使い方を間違えると、人を傷つけたり、自分が傷つけられたりする危険性があります。6月に市川警察の方からスマートフォンやインターネットの正しい使い方や危険性、対処方法などを教えていただきました。今一度、正しく使えているか確認しましょう！



～被害事例～

警察庁・千葉県警察発行「STOP! ネット犯罪」より

CASE1 自撮り被害に注意

女子小学生（9歳）は、SNSで知り合った男と親しくなっていくうちに「服を着替えられる？」等と言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。

STOP! 他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送ってはいけません。写真や動画を一度送ってしまうと、回収が困難で、取り返しのつかないことになります。

児童ポルノ製造被害

CASE2 悩み相談から・・・誘拐された

女子中学生（14歳）は、SNSで知り合った男に、無料通信アプリで悩みを相談していたところ、「慰めてあげる」等言葉巧みに誘い出され、加害者の自宅に連れ込まれた。

STOP! インターネットで知り合った相手と実社会で会うと深刻な被害につながる場合があります。インターネットのやりとりだけでは、相手の本当の素性はわかりません。

未成年者誘拐被害

CASE3 男子も被害にあっている

男子小学生（11歳）は、動画投稿サイトに自身が映る動画を投稿していたところ、加害者に目を付けられ、無料通信アプリを通じて、女の子になりました加害者に自分の裸の写真を送信させられた。

STOP! 性被害にあっているのは女子だけではなく、男子も注意が必要です。

児童ポルノ製造被害

～家庭のルール～

～相談窓口～

家庭のルール

犯罪やトラブルから子供を守るために、フィルタリングの利用とともに、日ごろから家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

▼以下の点を子供に注意しているか、チェックしてみましょう！

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- 個人を特定される情報を書き込まない。
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- 他人のID・パスワードを勝手に使わない。
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮させない。
- 利用料金や利用時間を決める。
- 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。
- ルールを守れなかった時のルールを決める。

相談窓口

ひとりで悩まず相談を

千葉県警察少年センターは、少年（20歳未満）や保護者からの非行や犯罪の被害に関する相談に応じています。

フリーダイヤル ナヤミヨクナル
ヤング・テレホン 0120-783-497
(電話相談) 月曜日～金曜日(祝祭日/年末年始を除く) 9時00分～17時00分

被害にあってしまったら、証拠（相手とのやり取り）をスクリーンショットなどで残しておくことが大切です！

ネットで知り合った人と直接会うことも大変危険です！必ず大人に相談しましょう！

～保護者の皆様へ～

ご家庭で購入しているスマートフォンやタブレット等は、保護者の方の責任の下で管理をお願いいたします。学校でも講演会を開催したり、生徒指導だよりで周知したりしています。ご家庭でも正しい使い方や危険性について話題にしたり、家庭でのルールをお子様と一緒に確認したりしていただくと助かります。